

情報化テクニカルリーダー（ITL）設置要綱

（目的）

第1条 福島県電子社会推進実施要綱第12条の規定に基づき、職員の情報リテラシー向上及び情報セキュリティ対策を効果的に推進するために、情報化テクニカルリーダー（ITL）（以下「テクニカルリーダー」という。）を設置する。

（指名）

第2条 テクニカルリーダーは、別表における各部局等の各課及び出先機関等に1名以上とし、所属長が指名する。

ただし、各地方振興局は各部毎に1名以上、その他の出先機関で職員総数が概ね20名以上の機関においては2名以上とし、各機関の実情に応じた人員を指名するものとする。

2 所属長は、テクニカルリーダーを指名又は変更したときは、情報化テクニカルリーダー報告書（様式第1号）により情報システム課長へ報告するものとする。

（職務）

第3条 テクニカルリーダーは、所管する所属内における情報セキュリティ対策、パソコン活用能力の向上及び情報化促進のため、次の各号に掲げる職務を行う。

ただし、テクニカルリーダーで対応が困難な場合は、テクニカルリーダーがヘルプデスク、情報システム課に相談するものとする。

(1) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

(ア) 福島県情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策基準、各情報セキュリティ実施手順及び福島県情報通信ネットワークシステム情報セキュリティ監査実施要領の遵守に関すること。

(イ) 情報セキュリティ対策の職員への周知及び職場内研修に関すること。

(ウ) ソフトウェアのウィルス対策情報の周知と実施確認に関すること。

(2) ネットワーク機能の活用に関すること。

(ア) インターネットの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) グループウェアふくしまの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(ウ) 所属内におけるネットワーク障害の初期対応に関すること。

(3) 一般的に利用しているOS及びアプリケーションソフト（文書作成ソフト及び表計算ソフト）の活用に関すること。

(ア) 操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) 障害時の復旧に関すること。

（支援等）

第4条 情報システム課長は、テクニカルリーダーがその職務を遂行するため、研修及び各種情報提供など必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、テクニカルリーダーに関し必要な事項は、情報システム課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表

知事直轄 総務部 企画調整部 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 土木部 出納局	病院局 企業局 議会事務局 教育庁 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局
--	---